
F 0 0 2. 食品等輸入届出事項呼出し

業務コード	業務名
I F B	食品等輸入届出事項呼出し

1. 業務概要

「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務により登録した食品等輸入届出事項を訂正するため、食品等輸入届出事項登録用画面に案内する業務である。

また、共通管理番号を利用し、輸入申告等及び関連省庁の届出・申請で登録された共通項目を呼出す場合、または、届出実績番号を利用し、過去の届出情報を呼出す場合も本業務を利用する。

2. 入力者

全利用者（税関、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) DB関連チェック

(A) 利用者

①「利用者DB」に登録されている利用者であること。

②届出受付番号の入力がある場合は、食品等輸入届出事項登録をした利用者と同じであること。

③税関、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関以外の利用者であること。

(B) 届出受付番号（輸入届出事項の訂正の場合）

①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。

②届出されていないこと。

③無効でないこと。

(C) 共通管理番号

①「共通管理番号DB」に登録されていること。

(D) 届出実績番号及び届出実績欄番号

①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。

②届出処理済であること。

③取止めが行われていないこと。

④違反なしの欄が1欄以上7欄以下であること。

⑤入力者の利用者コードと届出実績番号の届出者の利用者コードが同じであること。または、暗証記号が入力されていること。

⑥届出実績番号の輸入者符号が無符号輸入者でないこと。

(E) 暗証記号

①入力者の利用者コードと届出実績番号の輸入者符号に対応する暗証記号が入力されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 食品等輸入届出事項呼出し処理

入力された届出受付番号により各種DBを検索し、食品等輸入届出事項を食品等輸入届出事項登録画面に出力する。

(3) 共通項目呼出し処理

入力された共通管理番号により「共通管理番号DB」を検索し、登録されている共通項目を食品等輸入届出事項登録画面に出力する。

(4) 届出実績番号呼出し処理

入力された届出実績番号により各種DBを検索し、登録されている届出情報を食品等輸入届出事項登録画面に出力する。ただし、違反ありの欄の、欄情報は出力しない。

(5) 届出実績番号及び共通項目呼出し処理

入力された届出実績番号及び共通管理番号により各種DB（「共通管理番号DB」含む）を検索し、登録されている届出情報を食品等輸入届出事項登録画面に出力する。ただし、違反ありの欄の、欄情報は出力しない。

(6) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①違反ありの欄が、1欄以上存在する場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
食品等輸入届出事項登録情報	なし	入力者

7. 特記事項

本業務にて呼出す共通項目については、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「特記事項」を参照。